

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成 26 年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	5256.98	5549.5	4973.04	5202.80	5016.26	5085.42	5004.54	4741.48	5747.88	4803.06	4188.46	4989.42
残滓搬出量	724	935	640	647	655	755	618	580	715	792	348	770

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	18	14	4	23	31	22	21	2	19	24	24	31
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	908	911	905	901	890	898	891	902	888	894	903	895
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	213	218	191	201	204	209	200	219	203	208	209	211
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	5	5	5	3	3	4	4	5	4	4	5	4
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	19	31	30	13	22	22	23	29	27	20	休炉	20
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	909	894	900	895	892	900	893	905	898	900	-	898
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	204	208	207	205	194	204	201	213	204	205	-	198
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	4	4	3	3	3	3	3	4	4	3	-	3
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	-	常時機械式 清掃装置

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場でご覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ニ)

項目 / 焼却炉			1号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月3日	5月2日	8月7日	10月17日	12月12日	1月8日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月15日	6月17日	9月19日	12月5日	1月22日	2月16日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	—	10月17日	—	2月10日	—	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果(酸素濃度12%換算値)						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002	0.003	0.003	0.005	0.002	0.003	大気汚染防止法
硫酸化物	8.65	m ³ N/h	0.07未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	8未満	8未満	8未満	8未満	8未満	8未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	69	72	69	80	94	69	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	—	0.075	—	0.073	—	ダイオキシン類対策特別措置法

項目 / 焼却炉			2号炉						測定実施回数
試料採取位置			煙突入口						ばい煙濃度測定回数 6回/年 ダイオキシン類濃度測定回数 2回/年
試料採取月日			4月3日	5月2日	8月8日	10月17日	12月12日	1月8日	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			5月15日	6月17日	9月19日	12月5日	1月22日	2月16日	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			—	7月9日	—	—	—	3月9日	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果(酸素濃度12%換算値)						適用法令
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002	0.002	0.004	0.003	0.002	0.002	大気汚染防止法
硫酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	大気汚染防止法
塩化水素	122	ppm	6未満	7未満	6未満	7未満	7未満	7未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
窒素酸化物	250	ppm	77	84	48	74	75	72	大気汚染防止法
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水銀及びその化合物	2.89	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	大阪府生活環境の保全等に関する条例
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	—	0.10	—	—	—	0.093	ダイオキシン類対策特別措置法

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。